

協力支援金 計算シート (①1,000㎡超の大規模施設の運営事業者用)

1,000㎡超の大規模施設の運営事業者及び映画館運営事業者は、本書の作成が必要です。 **店舗名を記入**

申請施設名称 **〇〇ショッピングモール** ※本書は申請する施設ごとに作成してください。

【施設面積等】 施設面積を入力してください。 **建築物の床面積を記入** (部分面積に係る協力金) **【計算例】** 200,000 × 2 = 400,000

建築物の床面積	10,000	㎡	(1,000㎡を1単位)	1単位あたり20万円
うち自己利用部分の面積※	2,500	㎡	→ 2 単位 (単位未満切捨)	400,000 円/日

※ 自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分で、休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積

※ 店舗等面積に限る (大規模小売店舗立地法に定める自己利用部分の面積を記入。テナント事業者、生活必需品の販売等を行う店舗に要請に応じて休業・時短営業を行っている部分の面積で、テナント部分の面積等を除く。

【時短率】 時短率 = 要請に応じて短縮した時間 ÷ 要請前の営業時間 (記入例は、施設全体の床面積10,000㎡のうち、テナント部分及び直営の生活必需品売りの面積8,000㎡を除いた2,000㎡が、休業・時短要請の対象となる場合)

・ 営業時間の短縮を要請された日について、要請前の営業時間と要請後の営業時間の差を記入してください (休業を要請されている日については記入不要)

・ 日によって営業時間がある場合は、各日のパターンを記入してください (除外時間として記入してください)

・ 日中と夜間の2パターンで、いずれも20:00までの時短営業とした場合の記入例 (時短①及び時短②にそれぞれの時刻を記入)

・ 要請後の営業時間が20時(21時)と要請前の営業時間が22時(23時)の場合でも、20時(21時)までの時短をしたものとして計算します。 **【計算例】** 1/11 = 0.0909... 小数点第3位以下切上げにより、0.10

時短①	開始	終了	除外時間
要請前	10 時 00 分	21 時 00 分	
要請後	10 時 00 分	20 時 00 分	

要請前の営業時間	11 時間 00 分
要請に応じて短縮した時間	1 時間 00 分

時短率①	0.10
------	------

時短②	開始	終了	除外時間
要請前	10 時 00 分	22 時 00 分	
要請後	10 時 00 分	20 時 00 分	

要請前の営業時間	12 時間 00 分
要請に応じて短縮した時間	2 時間 00 分

時短率②	0.17
------	------

時短③	開始	終了	除外時間
要請前			
要請後			

要請前の営業時間	0 時間 00 分
要請に応じて短縮した時間	0 時間 00 分

時短率③	0.00
------	------

営業終了時刻を19:00に早めた場合でも、20:00までの時短営業の要請であれば、終了時刻は20:00と記入してください。

【テナント事業者等把握管理等に係る追加支給分】

休業・営業時間短縮の対象となるテナント店舗及び特定百貨店店舗の数 (合計が10以上の場合に限る) 1店につき2千円

【百貨店等の一定の店舗に係る計算方法】 特定百貨店店舗数 10以上の場合、右の内訳の記入が必要です。

【協力支援金額】

月日	区分	時短率	テナント等の合計		特定百貨店	計算
			テナント数	特定百貨店		
5月12日	水	未実施				
5月13日	木	未実施				
5月14日	金	未実施				
5月15日	土	時短②	20	2		
5月16日	日	未実施	22	2		
5月17日	月	時短①	22	2		
5月18日	火	時短①	22	2		
5月19日	水	定休	20	2		
5月20日	木	時短①	22	2		
5月21日	金	時短②	22	2		
5月22日	土	休業	22	2		
5月23日	日	休業	22	2		484,000
5月24日	月	時短①	22	2		
5月25日	火	時短①	22	2		
5月26日	水	定休	22	2		
5月27日	木	時短①	22	2		
5月28日	金	時短②	23	2		83,000
5月29日	土	休業	23	2		486,000
5月30日	日	休業	23	2		48
5月31日	月	時短①	23	2		4
合計						2,698,000

札幌市内の施設の場合、5/12から対応状況を記入してください。(記入例は、5/12~5/14は未実施、5/15から時短営業等を行った場合)
札幌市以外の施設の場合、5/12~5/15は空欄とし、5/16から対応状況を記入してください。

5/18以降は、全期間で要請・協力依頼に応じた休業・時短営業の実施が必要です。

施設の営業時間 (記入例)
【要請前】
・ 月~木: 10:00~21:00...パターン①
・ 金~日: 10:00~22:00...パターン②
・ 水曜定休
【要請後】
・ 5/15~17は20:00までの時短営業を実施
・ 5/18以降は、平日は20:00までの時短営業を実施し、土日は休業

期間中の施設内のテナント数及び特定百貨店店舗の数を記入してください。
(記入例は、テナント数が5/27まで20、5/28から21、特定百貨店店舗数が2の場合)

【計算例】
(400,000 + 2,000 × 23 + 20,000 × 2) × 0.17 = 82,620
千円未満切上げにより、83,000円